

「外国人材の起業促進に向けて」

日本ではスタートアップ育成や起業の奨励が叫ばれている。そのような中、政府は外国人が日本で起業するために様々な政策をとっている。通常、外国人が日本で起業するには「経営管理」のビザが必要だが、取得への要件は①日本に居住する常勤職員 2 人以上の雇用、または②資本金または出資総額が 500 万円以上などとなっており、起業する外国人には高いハードルである。そのため、政府はスタートアップビザの制度を一部の自治体や特定の大学の留学生に導入している。

まず、内閣府は 2015 年 7 月から「外国人創業活動促進事業」（スタートアップビザ）の制度を開始した。国家戦略特区に指定された自治体が事業計画を認めれば、通常の入出国在留管理庁に申請後、特例で最大 6 か月間の「経営・管理」ビザを発給し、その間に上記の要件を満たすことができれば良いとする。その後、経営管理のビザに更新することも可能である。

経済産業省も 2018 年 12 月に「外国人起業活動促進事業」（同省認定のスタートアップビザ）を導入した。

しかし、誘致の壁も何点かみられる。1 つは、海外への広報不足でこうした制度の知名度が海外で低いという点だ。次に、ビザ取得時や起業後の多言語・英語での支援が限定的という点だ。第 3 に、起業家や支援人材のコミュニティが不足している点だ。ジェトロ京都によると、外国人材が起業後、起業後のビジネスマッチングなどで仕事の協業や業務の依頼をしたいと思っても、どの人や企業に連絡すればいいかわからないことが多いという。地元のキーパーソンとのつながりも大事になるが、日本語と英語が話せて地元の人々と外国人起業家をつなぐような人材はまだ少ない。

こうした誘致の課題を解決するには何をすべき

なのか。外国人のスタートアップ誘致や起業支援で先行している福岡市の例を基に考えてみたい。

第 1 に、英語など外国語で海外向け PR を強化することだ。福岡市

は市長が率先して PR を行い、海外のスタートアップ先進地域 11 地域・15 拠点と連携協定を結んでいる（2021 年 9 月時点）。また、「Startup City Fukuoka」という英語サイト運営、英語のメールマガジンの配信、フェイスブックやリンクトインでの公式サイトからの発信、海外の起業イベントに市役所・福岡スタートアップが参加して PR・海外展開支援・マッチングなどを実施するなど複合的に日本や福岡で起業するメリットを海外に伝えている。

第 2 に、英語や多言語でも起業の相談が可能な専門窓口を置くことだ。福岡市は、2014 年 10 月に無料で起業の相談ができるスタートアップカフェを設立した。ここでは多言語対応がされており、平日日中に加えて土日や平日夜も営業するなど利用者の利便性が高い。

第 3 に、創業前から創業後にかけて継続的な支援を実施する体制や起業関係者のコミュニティを整備することだ。福岡市のスタートアップカフェでは、創業前から創業後、事業拡大期までニーズに応じて、日本人・外国人起業家の開業支援や採用支援、雇用や労務への相談サービス、スタートアップビザの申請受付などを行っており、外国人や地元の日本人を含めた起業家や関係者のコミュニティの役割も果たしている。

外国人材の日本でのさらなる起業により、よりインクルーシブな職場が生まれることに期待したい。

（くもん・たかし アジア研究所教授）



＊ 研究所だより ＊

2023 年、亜細亜大学アジア研究所は設立 50 周年を迎えました（前身の「アジア研究センター（ARC）」は 1968 年に設立）。50 年間にわたってアジアの研究・情報発信に努めてまいりました。今後とも、ご支援賜りますようお願い申し上げます。詳しくは、亜細亜大学ホームページのアジア研究所「沿革」をご覧ください。

アジア研究所遊川和郎教授が座長を務めた日本経済研究センター中国研究会の昨年度報

告書がこのたび書籍化されました。中国が抱える諸課題とその展望を多角的に検証した『点検 習近平政権：長期政権が直面する課題と展望』（文真堂、2023 年 8 月）です。各分野から専門家が健筆を揮っていますので、ぜひご参考になさってください。

アジア各国の政治、経済、社会は激動期に入ったようにみえます。変化の早いアジアの現状を皆さまにご提供できるように努めたいと思っています。是非、ご意見ください（koza@asia-u.ac.jp）。